

佐川町加茂地区の皆様へ

**『新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備についての  
確認書』の締結について（お知らせ）**

加茂地区の皆様には、県が行う『新たな管理型産業廃棄物最終処分場』の整備の取り組みに関しまして、様々なご心配やご負担をおかけしていることについて、大変心苦しく存じておりますとともに、多大なご協力を賜っておりますことに、改めて厚く御礼を申し上げます。

このたび、県議会6月定例会において、佐川町加茂を新たな管理型産業廃棄物最終処分場の建設予定地とする関連予算が可決されたことを受け、この7月2日に高知県と佐川町との間で「管理型産業廃棄物最終処分場の整備についての確認書」を締結させていただきましたので、その内容などについて、取り急ぎ、皆様にお知らせさせていただきたく、このようにお手紙をお届けさせていただきました。

この確認書は、これまで、県が「話し合いの場」などで、住民の皆様にお約束をしてきた事項に加えて、町が、町議会や住民の皆様のご意見をふまえて追加した事項をあわせて、明文化して、県と町との間で公文書として後世に至るまで引き継いで、確実に履行していくために締結したものです。

具体的には、以下のことを確認書に記載させていただいております。

- ・加茂地区で子どもや若者たちが、将来にわたって安心し、誇りをもって暮らし続けられる環境を維持・向上させるよう、県と町が全力を挙げて取り

組みます。(確認書第2項)

- ・ 県は、施設の整備や運営に当たって、地域の皆様の安全の確保と生活環境の保全を図るため、最新の技術を導入するなど、万全の対策を講じますとともに、施設廃止後も将来にわたり、最終的な責任を負うこととしています。(確認書第3項)

- ・ 施設が原因となって、万一、地域の皆様に被害が発生した際は、県が責任を持って補償します。(確認書第3項)

- ・ 県は、地域の皆様のご不安を解消するため、長竹川の増水対策や、周辺地域における上水道整備、進入道路の再検討などを周辺安全対策として実施します。(確認書第4項)

- ・ 地域の皆様のご不満の気持ちを少しでも和らげ、せめてその分については地域が良くなったと思っただけのよう、地域振興策を実施します。(確認書第4項)

- ・ 周辺安全対策と地域振興策の具体的な実施内容は、今後、地域の皆様からのご要望も踏まえ、町でとりまとめを行った上で、県と町において協議のうえ決定し、改めて、協定を締結して、実施してまいります。(確認書第4項)

- ・ 県は、地域の皆様が施設整備に対して抱いておられるご不安の気持ちを重く受け止め、施設の整備期間中及び施設の運用開始後においても、情報公開を徹底しますとともに、勉強会の開催などを通じて施設の安全性等について、地域の皆様及び県民の皆様にご理解を深めていただく取組を誠実に実施します。(確認書第5項)

- ・ 県は、今後の調査の結果などから、施設の整備が不可能と判断される致命

的な事態が明らかになった場合には、その旨を住民の皆様にお知らせしますとともに、町と協議の上で、当地での施設の整備を中止します。(確認書第8項)

今後につきましては、まず、県と町による協議の場を速やかに設置し、周辺安全対策や地域振興策として取り組む内容について協議を開始したいと考えております。あわせて、県庁内部でも、部局横断的なプロジェクトチームを速やかに設置して、県庁全体で周辺安全対策や地域振興策を推進することとしております。周辺安全対策については、可能なことから、順次進めてまいります。

また、速やかに、施設整備に向けた測量や地質調査、基本設計等を行ってまいります。入札や契約手続きがありますので、実施内容がまとまり次第、住民の皆様にご説明の上、ご意見を頂戴する場を設けていきたいと考えております。

以上のことについて、県と町が連携協調して、取り組んでまいります。

施設の整備を進める上におきましては、住民の皆様のご理解が何よりも大切であると考えており、今後とも調査の結果等につきましては、節目節目で情報の公開や丁寧な説明を誠実に行ってまいります。

皆様のご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和元年7月

高知県知事 尾崎 正直

佐川町長 堀見 和道